

平成22年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成22年11月16日(火)
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成22年度第2回東京都税制調査会

平成22年11月16日（火）15:00～15:59

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【会長】 本日はお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、今回、日程の変更で皆様にご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

ただ今から平成22年度第2回東京都税制調査会を開催いたします。

このたび、色々な現下の経済情勢のもとで、半年間、小委員会を中心におまとめいただきおりましたこの案につきまして、今日ご審議いただくわけでございます。それで今年度は、昨年度の議論を踏まえて、十分な議論が尽くされなかった論点や、国の動向等を踏まえて、重要性や優先度の高い論点を中心に検討を進めてまいりました。そして、その内容をお手元の中間報告（案）として取りまとめさせていただきました。本日は、この中間報告（案）についてご審議いただきます。皆様のご意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の調査会でご承認いただき、中間報告として取りまとめさせていただければと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して主税局長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。主税局長、よろしくお願いいたします。

【主税局長】 主税局長の荒川でございます。この夏、着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長並びに各委員の皆様には、ご多忙の中、また、日程の変更をさせていただいた中にもかかわらず、第2回総会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

昨年来、分権と環境の視点からご審議をいただき、今年度も副会長を初め小委員会の先生方が中心になって、中間報告の案を作成していただいたところでございます。少しお話しさせていただきますと、この分権という方向につきましては、これからの国の形として、誰も異論がないところだろうと思っておりますが、しかし一方で、その分権の名のもとに、国は、なすべき責任を地方に任せて、専ら財政再建といいますが、財政の立て直しに追われているように感じられますし、それがやはり法人事業税の暫定措置ですとか、あるいは法人実効税率の引下げという問題に典型的にあらわれているのではないかと思います。

また、もう1つの環境についても申し上げます、国が検討しております温暖化対策税は国の税収確保に気持ちがいって、温暖化対策の事業ベースで見ると、国よりも地方が予算をつぎ込んでいる。こういうことを果たしてわかっているのだろうか。あるいは肝心の国民に環境税制に対してどのようにかわってもらおうかということについても議論が少ないように思います。こういうことからしますと、今回の都税調の検討というのは非常に大きな意味があると私は感じるところでございます。

ただ、今、会長からもお話がございましたように、日本経済が足踏み状態で、雇用環境も改善しない状況の中、また、国の税制改正もまだ方向がはっきり見えない。こういう中で、都税調の主張をどのように打ち出していくのが効果的なのかということも視野に入れながら、検討していく必要があると思っております。事務局としましても、本日の議論をよく踏まえまして、しっかり整理していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

これより議事に入りたいと思います。

まず、小委員長である副会長から中間報告（案）について説明をお願いします。

【副会長】 ○○でございます。

本日ご審議いただきます中間報告（案）について、お手元に「平成22年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料がございます。この資料に記載されていますとおり、4月以降8回の小委員会で議論を重ねてまいりました。中間報告（案）は、その内容をもとに作成したものでございます。これについて審議をよろしくお願いいたします。

それでは、この中間報告（案）の詳細につきましては、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【税制調査担当部長】 それでは、中間報告（案）について私から説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

ご案内のとおり、東京都税制調査会は、委員の任期に合わせ、3年を一区切りとして検討いただいております。本年度はその第2年度にあたりまして、本編はその検討状況を集約した中間報告でございます。

それでは、お手元の資料1「平成22年度東京都税制調査会中間報告（案）の概要」に沿って本編の要点を説明させていただきます。

本編は、「第Ⅰ部 当調査会の基本的立場」、「第Ⅱ部 本年度の報告の背景」、「第Ⅲ部 税制改革の方向性」、「第Ⅳ部 温暖化対策税の検討」、「第Ⅴ部 その他の検討事項」の5部構成になっております。

初めに、「第Ⅰ部 当調査会の基本的立場」でございます。

ここでは、税制改革を進める際の基本的立場として、「1 分権の推進」、「2 公共サービスに必要な財源の確保」、「3 時代に対応した『公平』の実現」、「4 環境を重視した税制」の4点を掲げております。

「1 分権の推進」では、住民ニーズにこたえる効果的な公共サービスを提供するとともに、行政の無駄遣いを排除していくためには、地方自治体の自主的・自立的な財政運営を確立することが不可欠であり、自主財源である地方税の充実を図るべきとしております。

「2 公共サービスに必要な財源の確保」では、国・地方の厳しい財政状況やセーフティネットの綻び、少子・高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加等を考えると、公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄の見直しとともに、景気に配慮しつつ、国民の負担増への理解を求めることが必要としております。

また、「3 時代に対応した『公平』の実現」では、「(1) 少子・高齢社会に対応した税制」、「(2) 所得格差の拡大に対応した税制」、「(3) 社会経済の活力を高める税制」の3つを実現していくことが必要としております。

「4 環境を重視した税制」では、環境問題を解決し、環境重視の社会経済を構築していくためには、温暖化対策税の導入等、環境負荷の社会的費用を価格に反映し、その抑制を図ることが必要としております。

次に、「第Ⅱ部 本年度の報告の背景」でございます。

ここでは、昨年度の中間報告以降の税制を巡る状況として、「1 税制抜本改革」、「2 地方分権」、「3 法人実効税率」、「4 温暖化対策税」の4点を挙げております。

「1 税制抜本改革」では、政府は本年6月に「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への取組みが示されましたが、税制の抜本改革については具体的な検討は進んでいない。

「2 地方分権」では、政府は本年6月に「地域主権戦略大綱」を策定し、基本的方向性を示しましたが、最重要課題である地方税の充実に関する検討は進んでいない。

「3 法人実効税率」では、政府は本年6月に「新成長戦略」を発表し、法人実効税率の引下げについて議論をされておりますが、企業立地や競争力等に対する引下げの効果が不明で、検討は不十分。

「4 温暖化対策税」では、国の検討案は、CO2排出抑制効果や環境対策における地方の役割に応じた税源配分の点での検討が不十分としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。

「第Ⅲ部 税制改革の方向性」でございます。

ここでは、地方税制の改革の方向性について、関連する消費税、法人税などの国税の問題も含めて示しております。

「1 基本的考え方」では、自主財源である地方税の充実が重要であり、そのためには税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当であるとしております。地方消費税の充実を図るとともに、法人二税についても、地方自治体の基幹税として維持していくことが適当であるとしております。

「2 地方消費税・消費税」でございます。「(1) 基本的考え方」では、地方消費税は偏在が小さく、税収も安定的であり、世代間の負担の公平を確保できる税として、その充実が不可欠としております。

「(2) 税率のあり方」では、行政の無駄を徹底的に見直すとともに、景気好転を前提とし、税率引上げについて、時期や引上げ幅の検討を直ちに開始し、国民の理解を得るべきとしております。

(3) では、低所得者への配慮として、軽減税率、給付付き税額控除、歳出面の施策など、幅広く検討すべきとしております。

「3 法人二税・法人税」でございます。「(1) 基本的考え方」では、法人は、企業活動を行うにあたって、地方自治体から多大な公共サービスを受けており、法人二税は地方の基幹税として維持することが必要であるとしております。なお、税収の不安定性の問題については、中小企業の負担に配慮しつつ、法人事業税の付加価値割の拡大により税収を安定化することが適当であるとしております。

「(2) 法人実効税率のあり方」では、法人所得課税と社会保険料を合わせた法人の公的負担は高くないこと、実効税率と企業立地・投資活動や国際競争力との関係が明確でないこと等を踏まえ、実効税率引下げは慎重に検討すべきとしております。その上で、税率引下げの場合は、課税ベースの拡大等による財源確保に留意することが必要であり、また、地方法人課税は国の政策誘導の手段に馴染まず、実効税率を引き下げるとしても国の責任で対応すべきとしております。

「4 地方財政調整制度」でございます。「(1) 地方法人特別税」については、地方自治体が自主財源である法人事業税を財政調整の手段として用いたものであり、分権改革に逆行するとして、税制の抜本改革の早期実施が難しい場合には、法人事業税を直ちに復元すべきとしております。

「(2) 地方財源全体の充実の必要性」では、地方財政計画において地方全体の財政需要に対応した地方交付税総額を確保するとともに、個々の団体に対しても、それぞれの財政需要に十分見合った額を交付するよう配慮が必要としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、3ページをご覧いただきたいと存じます。

国庫補助負担金の一括交付金化については、地方の自由度の増加という本来の目的に適うよう配慮が必要としております。

次に、「第Ⅳ部 温暖化対策税の検討」でございます。

「1 検討にあたって」では、温暖化対策税は、CO₂を排出する化石燃料等に課税することでCO₂の排出抑制を図る有力な政策手段の1つとしております。また、昨年度の間接報告の基本的考え方を踏まえ、地方の立場から考える温暖化対策税のあり方につき検討を進め、これまでの成果を取りまとめたものでございます。

「2 温暖化対策税の考え方」では、課税の趣旨として、税制のグリーン化は、環境負荷に相応の負担を求めることにより、環境の価値を正當に評価し、適切な利用を図る社会経済システムの構築を目指すものであり、その柱として温暖化対策税の導入を図るべきとしております。

また、温暖化対策税の課税は、環境政策の効果を狙うものでありますが、環境技術のイノベーションを促すことにより我が国が世界の温暖化対策をリードするとともに、持続的な経済成長を実現する一助になるものと

ております。

また、課税対象としては、すべての化石燃料を課税対象とすべきとしております。

また、課税段階は、インセンティブの観点から、できるだけ消費に近い段階での課税を原則としつつ、徴税コスト等を勘案し、既存の徴税機構を適宜活用することが適当であるとしております。

また、油種間の負担の均衡としては、既存エネルギー関係税と合わせた負担が、油種間の炭素含有量に比例するよう制度設計することが理想ではありますが、家計や産業への影響も考慮し、現実的な対応をすべきとしております。導入形態としては、燃料ごとに炭素含有量に比例した税率を上乗せする手法としております。ただし、揮発油、軽油は、現行の負担水準を維持した上で、本則税率を超える部分を温暖化対策税に振り替えすべきとしております。

また、税源配分としては、温暖化対策における地方自治体の役割、地方分権の流れを踏まえつつ、税源の偏在を考慮し、消費に近い段階での課税を地方税として仕組むべきであるとしております。

また、税負担水準については、我が国のエネルギー関係税の負担水準はOECD諸国に比べ低く、温暖化対策税と既存の税を合わせ、この水準を高めていくことが適当であるとしております。

また、使途については、原則的に一般財源としつつも、歳出のグリーン化を図り、温暖化対策等を着実に進めるべきとしております。

また、軽減措置として、低所得者をはじめ家計の負担に十分な配慮が必要であり、CO₂総量削減義務等による削減義務の履行者への負担軽減も必要としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと存じます。

「3 電力由来のCO₂排出抑制について」でございます。我が国のCO₂排出量に占める電力由来の割合は高く、電力に対する課税をどのように仕組むかが重要としております。

電力由来のCO₂抑制には、電力会社への働きかけとして化石燃料に課税し、火力からCO₂を発生させない発電へと電源構成の変化を促すのか、消費者への働きかけとして電気に課税し電力消費の抑制を図るのか、大きく2つの考えがあるとしております。

CO₂排出量の増加が顕著な業務部門・家庭部門への対策や、インセンティブの視点からは、消費段階での課税が望ましいとしております。この場合、電気については、税源の偏在が小さいこと、地方税としての課税実績があること、温暖化対策における地方の役割等から、地方税としての適性が高いとしております。一方、化石燃料への課税は、CO₂に対する課税の趣旨や、徴税コストの点で優れている点がございしますが、税源が偏在するため、地方税には馴染みにくく、国税として課税し、譲与税として地方へ配分することが考えられるとしております。

電気に課税する場合、新たな課税の仕組みに係る検討が必要になるため、主な論点として、電力会社ごとに異なるCO₂排出係数と税率設定、原子力・再生可能エネルギーと課税対象、再生可能エネルギー買取制度との整理について検討したものを紹介しております。

「4 今後に向けて」でございます。温暖化対策税は、基本的に全国ベースの地方税での導入が適当であるとしております。

また、導入にあたっては、景気動向も踏まえつつ、国民的な理解を得ることが必要としております。

また、このほか検討の過程において、仮に税率、国と地方の税源配分等を設定し、課税によるCO₂削減効果と、経済、家計への影響についてシミュレーションを行ったものを参考としてお示ししております。

次に、「第V部 その他の検討事項」でございますが、ここでは、その他の地方税財政に関する課題として、

「1 少子・高齢社会における経済成長と税制」、「2 所得格差・貧困問題と税制」、「3 固定資産税・都市計画税」、「4 税務行政のあり方」について、小委員会等で検討した主要な課題及びそれぞれに関する意見を紹介

しております。説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思いますが、その前に、小委員長のお立場で〇〇副会長から何か補足する点がございましたらお願いします。

【副会長】 私は小委員長を務めさせていただいております、今年の4月以降、小委員会のメンバーの視点から議論を重ねてきたわけでございます。本日は、それだけではなく、総会の委員、あるいは特別委員というお立場から、さらに様々な角度からご議論をいただけるかと期待しております。それによって、この中間報告（案）の内容、あるいは文言についてご意見をいただいて、より良いものにしていただければ幸いに存じます。以上であります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思います。

事務局の説明にありましたとおり、中間報告（案）は5部構成になっております。Ⅰ部は「当調査会の基本的立場」、Ⅱ部は「本年度の報告の背景」、Ⅲ部は「税制改革の方向性」、Ⅳ部は「温暖化対策税の検討」、Ⅴ部は「その他の検討事項」となっておりますが、相互に関連する内容もございますので、一括してご審議いただきたいと思っております。どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見のある委員はご発言いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは〇〇特別委員、お願いたします。

【特別委員】 どうも、特別委員の皆様、小委員会委員の皆様、委員の皆様、お疲れさまでございます。この税制調査会の中間報告（案）ということでもとめていただきまして、また、今年度に関しましては、従前よりもより具体的に検討していただいたようございまして、中身については色々と成果が上がっているのではないかとと思うところでございます。

そうした上で何点か申し上げたいと思うのですが、まず1点目でございますが、温暖化対策税のことでございます。国のほうの方向性がなかなか見えない中であるところもございまして、例えば10ページから11ページにかけて、国のほうでも90年比25%削減という目標を発表したと。そこに向けてということもあるわけでございますが、東京都としても、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の中で、たしか2000年比25%でしょうか、そうした目標も掲げられているわけでございます。これに向けて具体的な個々の施策全体については環境局で取りまとめられておるかと思いますが、ここに関して税制面がどのような形で寄与していくのかについても、これは東京都の中で検討ができることでございます。もちろん実施にあたっては、法律上のこと等、国との調整等が必要になってくる部分もあるかと思いますが、この東京都の中での話については、今後検討していかなければならない点ではないかと思っております。

それから、この温暖化課税に関しては、インセンティブということも大変重要でございますが、それと同時に財源確保といったことも大事になってくるわけで、これも先ほどの話で施策全体が見えてこないとどれだけかかるかも出てこないわけでございますが、この税制の検討の段階で、徴税コストの検討という部分については、この税制調査会の中でもできてくるのかと。既存の税制を活用すれば余りかからないであろうといった趣旨の言及はされているわけでございますが、今後の検討課題として、この辺は、財源確保ということ考えた場合に、徴税コストが実際いかにほどになるのかというあたりについては、ぜひ検討課題にさせていただければと思うところでございます。以上です。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございます。

小委員会のほうで環境の分科会も開設させていただいておりますので、〇〇委員のほうから、何かご意見に対するご回答等お願できたらと思っております。

【委員】 今、〇〇委員がおっしゃった点についてお答えできる範囲でお答えいたしますが、最初の税制がどれぐらい東京都の目標に寄与できるかというのは、実は明示的に議論したわけではないのですね。どういうことかと申しますと、実は東京都だけではなくて、まずは一たん化石燃料に関する全国的な制度として化石燃料全体が仕組まれるべきで、今、国の温暖化対策税の議論もそうなのですが、上流で、石油石炭税のところをそれを上乗せするような、ある種の炭素税を上乗せする部分と、それから昨今問題になっています旧道路特定財源、暫定税率分の廃止された分を環境税に組みかえる部分、それからあと軽油の部分、こういう制度設計がなされているのですが、まず国税として全国的な制度に仕組まれた上で、なおかつその全国的な制度の中で地方環境税というものがしっかり位置づけられる必要があるということで、必ずしも東京都だけで独自で課税するという、そしてその削減率を見込んで東京都の削減目標はこれだけでどれぐらい達成するかということは実は議論しておりません。そういう意味で、〇〇専門委員に削減率に関する効果の計算をしていただいていますので、もし実際にこういった想定している制度を入れたらどれぐらい減るかという議論は、彼にお任せしたいと思います。

それから、2点目の徴税コストの話ですが、かなりこの税の考え方は、既存の徴税機構を使ってということまで考えておりますので、その意味では、この課税による新たな追加的な徴税コスト分というのはそんなに大きくなるのかと思いますが、問題は恐らく電気課税ですね。電力に対する課税は恐らく電力会社に対して特別徴収義務をかけることとなりますが、その部分で追加的に、しかも東京都がというよりも、東京電力の側に新たな追加的なコストが発生することになるでしょうから、そこをどう見るかということかと思いますが。とりあえず以上、お答えさせていただきました。

【会長】 それでは〇〇専門委員、お願いします。

【専門委員】 それでは、今回の温暖化対策のための課税がどの程度削減に寄与するかということに関してお答えしたいと思います。お手元の資料の34ページ。実は本文の中でも31ページから参考というのが始まっておりまして、その中で、私は物価への影響などを分析しまして、甲南大学の〇〇先生がその削減効果といったあたりを分析されております。34ページのところでCO2排出量の削減効果というのが記載されております。それで3ボツ目のところに、今回の課税で導入された場合にどういう削減効果があるかというのが書かれておりますが、4行目で、大体全国レベルで見ると2,970万トン、削減率で見ると2.9%の削減効果があるのではないかというようなシミュレーション結果が出ております。部門ごとの削減率を見ますと、そこにありますように、産業部門で3%、業務部門で7.1%、家庭部門で3.9%、運輸部門で0.6%ぐらいの削減効果があるのではないかというのが、全国レベルでは一応シミュレーションしてあるということになっております。

【会長】 よろしいでしょうか。では引き続きお願いいたします。

【特別委員】 どうもありがとうございます。全国レベルでの数字ということでまず今いただいて、確かに地球温暖化の話ですので、都道府県レベルというよりは全国レベル、全国レベルというよりは全世界レベルでやっていかなければいけない課題ではあるわけですが、東京都として具体的に行動していくにあたっては、全国の数字を踏まえてということは大切だと思いますが、これを具体的な東京都のプログラムに落とし込んでいかなければならないわけですが、その辺のところは確かに手間等がかかる場所であるかと思いますが、もしできることであれば検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、電力に関して言えば、この辺はおそらく様々な検討課題があるのだと思いますが、例えば新エネルギーの導入を促していくようなことを考えた場合には、今、地域会社制度でやっているわけですが、その間は系統別になっているわけですが、新エネルギーの電源と申しましうか、その所在地によりまして系統接続をしなければいけないのかどうかとか、あるいは東西で今50ヘルツと60ヘルツで違っていたりもするわけですが、日本全体を組み込んでいくということで考えていった場合に様々な大きな課題があると思います。当然産業に与える影響等も考慮しなければいけないうし、かといって保守的になる必要はない

と思いますので、具体的に実際に行っていける取組みにしていくためにはどういったことが必要なかということについて、先ほど徴税コストということでは申し上げましたが、その背後にも様々なコストというものを抱えた形で、検討はしていかなければいけないと思います。ただ、徴税コストということは直接的にはこの中でも検討できる部分でもあろうかと思いますが、その辺、ぜひ検討を深めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

【会長】 今のご意見等に関連して何かございますか。では、〇〇委員。

【委員】 今、〇〇委員がおっしゃった点ですが、徴税コストだけではなく、今回、電気に対する課税というのを打ち出したのが国の温暖化対策の議論と違う点、東京都税制調査会独自の提言だと思うのですが、おそらくそれで狙うところというのは、1つは省エネ、電気の消費をできる限り少なくしていこうと。これは環境局でやっている排出量取引制度でも全く同じ趣旨ですが、それに加えて、先生がおっしゃった再生可能エネルギーの普及促進をなるべく図りたいというのは、議論では随分やりました。

それで一番効果があるのは、例えば委員がおっしゃったように、地域によって実際に排出係数が違いますし、再生可能エネルギーが普及しているところは、発電量が多いところは排出係数が下がってくるので、そのような違いを例えばどう組み込むかということも実は議論したわけです。例えば電力自由化がなされているような法人、大規模な大口の電力需要家であれば、排出係数の少ない電力会社と契約を結び直すということができているのですが、一般のご家庭ですと、それができない仕組みになっているのです。

ですので、排出係数ごとに考慮した電力課税のあり方というのは、必ずしもやる必要はないのではないかとすることも考えて、実は全国均一の排出係数を適用するという考え方をここではとろうという考え、方針でいっているのですが、これについては別途再生可能エネルギーの固定価格買取制度というのが国で進んでおりますので、この課税案については主として省エネのほうを目的とし、別途国のほうで議論されている再生可能エネルギーの普及促進政策でそちらは主として対応していくという役割分担でよいのではないかと個人的には考えております。以上です。

【会長】 では、ほかに。では、〇〇特別委員、お願いします。

【特別委員】 特別委員の〇〇です。

2点ほどありまして、1つは先ほど〇〇特別委員がおっしゃった電力由来の環境税の問題、もう1つは、これは前から随分気になっていたのですが、ここに分権の推進という言葉があるのです。分権という考え方は、国の今持っている権限を地方に分け与えていくという国の立場で見た考え方だと私は思うのです。そうではなくて、東京都の税制調査会が答申を出すのであれば、むしろ私は言葉として地方主権とか地域主権という考え方をとったほうがいいのではないかと。そうでないと、国がある程度地方と国の役割分担、あり方、また税の問題、財源の問題を考えて地方に分け与えていくというイメージが、はっきり言って今の日本は、国はそういうやり方をしようとしているわけです。そうではなくて、せっかく東京都の税制調査会がこういう答申を出すのであれば、地方の役割はこれだけあるのですよ、地方はこれだけのことをやらなければいけないのですよ、その上で国はこれだけやってくださいという地方主権、地域主権という観点から答申を出されたほうが、内容はそうなっているのですが、言葉として、私は分権という言葉がどうも以前から気になっていまして、むしろ地域主権、地方主権という考え方で東京都税制調査会にせめてやっていただいたほうがありがたいと思いました。これが1つ。

もう1つは、環境税の問題も、私も〇〇さんと若干近いのですが、特に電力由来の部分については、この答申と私は逆の考え方で、化石燃料に課税すべきではないかと。というのは、我々消費者の立場に立つと、電力会社によって例えば原子力、そして風力、水力、火力という中で、これから様々な努力をされていくわけですね。その努力されている姿というのが消費者には見えないとここには書いてあるのですが、そうではないと思うのです。今はもう電力会社が様々なアピールをしていますから、どういう取組みをしているかわかると思うのです。

ただ、一律に努力の姿が見えないで消費のレベルでかけられるというのは、逆に消費者としては納得できないだろうと思うのです。むしろ化石燃料の段階でかけてもらったほうが、電力会社の努力というのが進むのではないかと、我々消費者の立場からは考えるわけです。

特に日本の国は今、財政改革と社会保障という大きな課題を抱えています。これは無駄を省く、無駄を省くといっても、まず一元的にはそうかもしれないのですが、最後はやはりどうしても消費税という問題に行き着くと思うのです。これが消費者のほうにかぶってきたときに、さらに環境税で上乘せられて、消費の段階で課税されるというのはなかなか国民の理解が得られないのではないかと。むしろ私は化石燃料の段階でやってもらったほうが、電力会社の努力ももっと進むのではないかと考えてありまして、さきほど〇〇先生が家庭における省エネという観点も大事だということでここにかけられたという話があったのですが、奇しくもおっしゃられたのですが、私はむしろ省エネという部分では、もっと再生可能エネルギーの活用というところにシフトしていったほうが家庭の省エネは進むのではないかと考えてありまして、この2点についてご回答をいただければと思います。

【会長】 今2点ご指摘があったのですが、まず1点目について、小委員長から何かお答えがございませうか。

【副会長】 地方分権と地方主権もしくは地域主権という言葉、どの言葉がいいかということについて、妙な言い方ですが、国も以前は地方分権推進と言っていて、最近は政権が交代してから地域主権戦略という言葉に変わりました。重点の置き方が、国からの目線なのか、それとも地域からの目線なのかということでシフトが起こっているわけがございませう。地域主権あるいは地方主権という言葉につきましても、法律関係の人から色々批判も出たようございませう、その検討は必要かと思うのですが、確かに国あるいは東京都として、どういう言葉がふさわしいのかということは当然検討の対象になるかと思ひます。これは中間報告の段階でございませうので、来年、答申という形でまとめますので、その段階ではさらに考え直すこともあるかと思ひます。

【会長】 私は、会長として今のことにお答えしなくてはいけない部分があるかと思ひます。知事からの諮問文が資料の中にあるかと思ひますのでございませうが、私どもの税制調査会がこの諮問文に基づいて検討させていただいている。そうすると、最後のパラグラフのところ、当然知事のお考え等がございませう、分権ということについて、こういう文言で出ておりますので、これについてお答えする。ただ、今、委員が言われましたような点は、小委員長のお答えがありましたように、また国の考え方等も反映させるようなことはあるかと思ひますが、私としては分権と環境という視点から検討を加えていくということでございませうので、これについてお答えをさせていただけたらと思ひております。

それでは、上流課税というようなことが〇〇特別委員から出されました。この点については、〇〇委員のほうから願ひします。

【委員】 〇〇特別委員におっしゃっていただいたことと考え方としては私個人として全く同じ思いを持ってありまして、電力会社こそ電源でCO2排出の少ない化石燃料に転換することが可能でして、さらに再生可能エネルギーを増やすというような手段を持っているはずでして、そこにどうやってインセンティブをかけていくかというのは、委員がおっしゃった非常に大事な視点だと思ひます。ですので、東京都の課税案においても、そういう設計をすべきだと思ひするのは全くそのとおりで、我々も実はそれも考えたのです。

ただ、これを地方税として設計する場合、果たしてそれで望ましいかという点と実行可能かという点は別途検討せざるを得ませうで、化石燃料にかなり上流のところ、課税するということになりますと、例えば輸入段階で石炭に課税するとか、化石燃料に課税するとか、それから天然ガスに課税するというようなことになります。そうしますと、都道府県ごとにもし地方税としてやりますと、実は税収がかなり偏在してしまうという問題がありまして、長野県のように輸入ポイントを持たない、港湾がなく輸入ポイントがないとか、税収が入らないということも恐らく考えられるわけで、こういった問題を考えますと、地方が独自に化石燃料の輸入段階でかけるというのは非常に難しく、結局、国税で今議論しているような温暖化対策税がまさにそうなのですが、石油石

炭税というのはそうで、輸入段階で国がまず一たん取りまして、それを一たん取った上で、各地のエネルギー消費量に応じてもう1回配分し直す形で税収を配るといふ形です。税収という観点から考えますと、これがある種公平といえますか、できる限り消費に近い段階に合わせて税収を配分していくという考え方に沿ったものになるのだと思うのです。

ただ、政策手段としては、できる限り電力会社のところでインセンティブがかかるようにすべきだというのは委員のおっしゃるとおりかと思いますが、地方にできることということで考えますと、やはり消費段階に近いところで課税をし、そして消費段階に近いところ、生活に近いところでやるべきことをやっていく。国に対しては全国的な制度で、できる限り経済に対して歪みを与えないような全国制度をつくるべきという形で、まず都と、あるいは地方と国の間で役割分担すべきではないかという考えから、今回提言させていただいたように、全国的な制度とそれぞれの都道府県が場合によっては独自に課税できるような電力課税の考え方を2つに分けて提案させていただいているということになります。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。では、どうぞ。

【特別委員】 会長がおっしゃられたように、諮問がそうなっているからそうせざるを得ないのだと。そういう意味で、これは知事書いたわけではないでしょうが、主税局がそういう考え方を持っているということに関して非常に私は残念だなと思います。

それから、今、地方税を取るためにやるという話があったのですが、むしろもっと私はCO₂の削減というのを、東京がどうだとか、どこの地方がどうだとかという観点ではなくて、大きく国として考えて、その配分方法は様々なやり方が出てくると私は思いますが、国として考えたほうがいいかなと。むしろ我々は議員ですから、どうしても消費者の立場ということを考えたら、くどいようですけど、余りにも消費段階に税が集中するのは、様々な意味でこれから日本を再構築していく上でマイナス要因になるのではないかと非常に懸念しておりますので、地方に税収を取るために云々という議論よりも、もっと大きく考えてもらったほうがいいかと思っておりますので、少し考え方が違うかもしれませんが、一言言わせてください。

【会長】 ありがとうございます。ほかにどなたか。では、〇〇委員、お願いします。

【特別委員】 今回の中間報告(案)ということで、大きな流れとしては私も大変いい案であろうかと思っておりますが、税制改革の方向性の中で14ページに、基本的には消費税の議論が先ほど〇〇委員からもありましたように、当然これは避けて通れない問題だと思っておりますが、その中で低所得者への配慮ということで、給付付き税額控除、これは今の新政権がマニフェストで掲げていたことでもありますので、こちらの制度というのがいざれ議論をされてくることになるかと思っております。その際には、やはりどう考えても納税者番号制度というのは必須であると思っておりますし、こちらの報告(案)の中にもこれが記載をされていると思っておりますが、この点に関してはどういった議論がされていたのかということと、私としては、やはり納番制の導入というのをまず第一義的に報告の中で盛り込んでいただきたいと思っておりますので、その点について伺いをしたいと思います。

【会長】 では、小委員長、お願いします。

【副会長】 低所得者への配慮の仕方は色々あるわけでございます。(3)に書かれている中では、軽減税率と給付付き税額控除という形で大きく分かれているわけですが、これは今の国の政権ができてから、昨年出されました平成22年度税制改正大綱に既にそれが書かれていて、軽減税率よりもむしろ給付付き税額控除を進めたいという方針が出されているわけでございます。確かに軽減税率につきましては、ここに書かせていただいたとおり、様々な問題があるわけございまして、少なくとも今の段階では、それを進めることについては慎重であるべきだろうと思っております。

それから、給付付き税額控除については、確かに納税者番号制度を導入することが必要であるということはそ

のとおりです。ただ、必ずしも番号制度を導入したから直ちにこれが導入できるかとなると、これまた様々な問題がございまして、税務執行上のコストがどれぐらいかかるかということが実は問題になるわけです。確定申告の数が非常に増えることとなりますので、既にこういう制度をとっている国の現状などを調べて、実はこれは国でもいろいろ調べているわけですが、そういうことも調べて可能な制度を考えるということを進めていく。ただし、その大前提として番号制度の導入は不可欠であるということはここで確認できるかと思えます。今言えることは以上のことかと思えます。

【会長】 よろしいでしょうか。それでは、〇〇委員、お願いします。

【特別委員】 消費税にかかわることで全体としての流れというのはよくわかりました。これは導入時でもそのようなのですが、いわゆる逆進性の問題というのは常々ついて回るわけです。これに対する1つの見解として今、負の所得税という議論がされて、あるいは徴税コストとの見合いもありますが、複数税率になったときに食品は非課税にしてもいいのではないかということ、あるいは社会保障施策に対して財政出動することによってバランスがとれるのだろうという議論がずっとされているのです。ある意味、別の意味で実は消費税の逆進性というのは、ほかの税目との見合いで考えたときに、生涯税負担としてそれほど大きな要素にはならないのではないかという議論もあるやに聞いているのですが、その辺の議論がどのようになされたのか、あるいはどのように理解をしているのか、その辺のところでももしありましたらお教えいただきたいと思えます。

【会長】 それでは、まず小委員長のほうからお答えいただいて、あと、ご関心のある委員もいらっしゃると思えますので、リプライできる委員はお願いいたします。

【副会長】 消費税につきまして、あるいはほかの税もそうなのですが、基本的には昨年度の中間報告の路線といえますか、方針を踏襲しております、それに今年度の新たな動きといえますか、この1年間の新たないろいろな状況の変化を踏まえて、どのように対応すべきかということでここに書かせていただいているわけがございます。

消費税の逆進性につきまして、生涯消費と生涯所得が一致するというのは、ライフサイクル仮説という考え方に基づいているかと思えますが、いろいろ資産の移転ということ全体として考えてみた場合、あるいはいつ消費するかということを選択する権利というのは当然資産を持っている人にあるわけがございますから、そういったことがもたらす効用ということも考えてみた場合に、所得税と比較した形で、比例税率であっても消費税が持っている逆進性というものはあると考えております。基本的にはそういうことではございますが、今申し上げたとおり、ここにつきましては今年度、重点的にこれについての議論を積み重ねたというよりは、基本的には昨年度にまとめた議論を踏襲し、それに少しつけ加えたという立場でございます。

【会長】 この点について、ほかの委員から何かお考えがありますか。〇〇委員はどうですか、何かありますか。

【委員】 今の〇〇特別委員のご指摘は、私も感覚としてはそのとおりだと思っていて、ただ、そのときには、消費税だけではなくて資産課税もセットでやってあげないといけないとは思っています。そうしないと、入口のベースと出口のベースがそろわないわけで、消費税だけで議論するのは、その場合にはいかなものかと思えますが、消費税と資産課税、しっかり両方がメンテナンスされるならば、消費税だけで議論する必要はないと思えます。

【横山会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。では、副会長のほうから。

【副会長】 「その他の検討事項」の部分で、39ページから40ページに関してですが、どういった議論が行われているのか。今後、検討を深めていくことになろうかと思うのですが、固定資産税、都市計画税の部分で、特に40ページの資産評価の部分についてです。特に建物の評価等については評価の間違い等も、東京都だけではなくて地方自治体では現実問題として起こっている。評価の間違いが指摘をされて是正すると、当然過誤納還

付金も支払わなくてはならないという状況の中で、ここでも指摘をしていただいているとおり、計算が複雑でコストもかかっているということで制度の見直しが必要であるというご指摘をしていただいているわけですが、実際問題、この複雑な制度といったものをどういう形で簡略化をしていこうということでご検討がされているのかということ。

ほとんどの税目というものは申告税になっている中で、固定資産税に関しては賦課税という形になって、それが故に東京都の都税事務所でも大勢の職員を抱えているということで、簡素化した段階においては、申告税にかえたほうが行政のコストは格段に減ってまいりますし、課税の間違えというのものも、行政、課税庁は負わなくてもよくなるということで、そういった点についても将来的には変えていただきたいと思っているので、現段階ではどういった議論が行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【会長】 では、まず小委員長のほうから。

【副会長】 中間報告(案)の「V その他の検討事項」につきましては、それぞれ小委員会を開催しましてご意見をいただいたのですが、ここで書かれていますとおり、意見をまとめた、あるいは統一見解を出したというよりは、様々なご意見が出たという状況でございまして、こうすべきだという確固とした政策提言という形までまとまったわけではございません。

ただ、固定資産税につきましては、東京都の場合は23区内で課税事務を実際に行っているわけでございまして、日本でも最大の課税団体になっているわけでございます。注目されているところですので、そこでこの固定資産税にどのような問題があるのかということが意味集約的にあらわれるところでもございますので、そういう実態を検討しつつ、さらに改革の提言が出せればと考えております。

ただ、申告納税とした場合にどうなるかということでございますが、やはり課税の公平性の担保がどこにあるのかということが問題になるかと思っておりますので、そこを果たしてできるかどうかということが当然大きな検討事項になるのではないかと私自身は考えております。

【会長】 今、固定資産税についての意見が出たわけですが、どなたかご意見はございますか。なかなか難しい問題だろうと思いますが、私自身の意見というよりも、おそらくすべての税の専門家の方々も、固定資産税のあり方というのはかなり重要な問題であるということには異論がないと思っておりますので、今後どのように1年間で、答申に取りまとめられるかわかりませんが、しっかりとした議論をさせていただいて、答申にもこの税調としての基本的な意見をまとめられたらまとめたいと個人的には思っております。それでよろしゅうございますか。

【副会長】 はい、結構です。

【会長】 ほかに。それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 1つ確認という感じなのですが、さきほどの〇〇委員の電力由来のCO2排出抑制にかかわる考え方です。全体として、いわば消費段階でかけるようになっているという感じの議論だったのですが、本文の26ページのところにあるように、「二つの考え方」が示されていて、上流、下流両方それぞれ特質があるということで、これらの点については今後なお検討を続けていくというのが基本的なこの報告の考え方だということでもよろしゅうございますか。

【会長】 今、委員ご指摘のとおりでございます。ただ、小委員会の段階では、この2つの考え方の中でとりわけ地方税ということで若干私の印象では電力課税に力点が入ったと。ただ、そのときも、現下の経済情勢のもとですぐにこういうことになるのかということについては慎重であるべきだというご意見もありましたので、今の動きもどのようになるかわからなく、また〇〇委員のようなお考えもあるということで、今の段階では両論、2つの考え方ということで、この中間報告(案)を取りまとめさせていただいたとご理解いただければと思います。

ほかにございますか。

それでは、ご議論がこれ以上ないようでございますので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。本当にありがとうございました。

本日、皆様からいただいたご意見を参考にしながら、私と事務局で早急に中間報告の最終案を作成し、次回の調査会に提出させていただきます。そこでご了承いただければ、公表という段取りを考えております。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 次回第3回の調査会でございますが、11月26日金曜日、午前10時から、このS6会議室で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】 以上をもちまして、第2回東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —